

地下水利用協力金のあり方における論点について

平成 24 年 1 月 11 日

水道局水道業務課

1 地下水利用協力金制度継続の必要性

(1) **現状** 制度創設時は、地下水位の低下や枯渇の心配に直面していましたが、現在は、健全で持続可能な水循環の創造を目指す「地下水総合保全管理計画」での水収支の計画的管理により、地下水位は安定しています。

(2) **課題** 地下水保全事業は、「地下水総合保全管理計画」での水収支の計画的管理において、必要不可欠なものであり、この財源となる地下水利用協力金制度を廃止することは地下水保全事業の継続が困難となります。

(3) あり方案

ア 第 1 案 協力金制度を継続します。

地下水保全事業は、「地下水総合保全管理計画」での水収支の計画的管理において、必要不可欠なものであり、この財源となる地下水利用協力金制度も継続していくべきです。

イ 第 2 案 協力金制度を廃止します

地下水位の低下や枯渇の心配がそれほどないのであれば、地下水利用協力金制度は廃止するべきです。

ウ 第 3 案 その他

2 水道料金と協力金の相違点（法的な視点を含め。）

(1) **現状** 平成 23 年 4 月から水道料金を平均 2.1 パーセント、業務用料金は、1.1 パーセントの増額改定を実施しました。地下水利用協力金は、制度目的が地下水保全事業のためで、水道料金とは異なるとはいえ、秦野盆地の同じ地下水を使用している水道料金が改定された一方、こちらは改定しないというのは、公平性に欠けるといいう意見があります。

(2) **課題** 水道料金は、原水を浄水して、各家庭の蛇口から水道として利用できるようにするまでの使用料金であり、水道事業の健全経

営や利用者へのサービスを維持していく経費を賄うものです。一方、地下水利用協力金ですが、地下水の利用は、土地の所有権に付随した権利であるため、水道事業者が設置した施設の使用がない以上、料金を課金することは法的に許されません。この協力金は、地下水保全事業への協力として、その財源を負担していただいているものです。

このため、水道料金との公平性を考えることは、法制度との矛盾があります。

(3) あり方案

ア 第1案 地下水利用協力金は、実質的には地下水使用料金です。

地下水利用者のくみ上げに対する制限や負担については、地下水を公水に位置付けた条例を持つ秦野市の特性です。地下水利用協力金の目的は、法制度の問題があるため、変えられないが、水道利用者と同じ地下水を使用している地下水利用事業者からの協力金は、実質的には地下水使用料金の意味合いがあると解すべきです。

イ 第2案 地下水利用協力金は、地下水保全事業の協力金です。

地下水利用協力金は、地下水の人工かん養を始めとする地下水保全事業を行うために、地下水利用事業者からもその財源の協力をいただく制度です。これを逸脱した解釈は、問題が生じます。

ウ 第3案 その他

3 協力金単価の改定について

(1) 現状 1 m³当たり 20 円

(2) 課題 協力金制度の目的である地下水保全事業費の不足額は、今後の計画でも毎年 120 万円程度です。しかし、同じ地下水を使用している水道料金が改定しているのに、一方は改定しないというのは、公平性に欠けます。

(3) あり方案

ア 第1案 据え置きとします。

協力金制度の目的である地下水保全事業費の不足が見込まれない以上、値上げについては、地下水利用事業者の理解が得られないと考えられます。

イ 第2案 21 パーセント、4 円増額とします。又は、11 パーセント、2 円増額とします。

水道利用者と同じ地下水を使用している地下水利用事業者からの協力金は、実質的には地下水使用料金の意味合いはあると解し、昨年4月に実施した水道料金の改定率（21パーセント）、又は、業務用料金の改定率（11パーセント）と同等の値上げを行うべきです。

ウ 第3案 21パーセント、4円増額、又は、11パーセント、2円増額とするが、改定時期は、景気回復など、市長の判断に委ねます。

水道利用者と同じ地下水を使用している地下水利用事業者からの協力金は、実質的には地下水使用料金の意味合いはあると解し、水道料金、または、業務用料金の改定率と同等の値上げを行うべきです。しかし、これは、協力金制度であるので、厳しい景気状況を考慮して、改定時期は、市長の判断に委ねることとします。

エ 第4案 その他

4 地下水利用協力金の単価が水道水供給単価の3分の1以内であること

(1) 現状

○ 水道水供給単価とその3分の1以内の額

ア 平成22年度末実績 89.98円 (29.99円)

イ 平成23年度見込み 104.72円 (34.91円)

※ () は3分の1の額です。

○ 地下水利用に係るコスト

地下水利用事業者の平均 (15事業者) 38.7円/m³

地下水利用協力金 20円/m³

計 58.7円/m³

(参考) 水道事業の原水浄水コスト (平成22年度末実績)

57.2円/m³

※ 原水浄水コストは、原水浄水費・配水給水費・業務費を有収水量で除しました。なお、給水原価は、108.57円でした。

(2) 課題 制度ができた昭和50年当時の地下水利用事業者の地下水利用に係るコストは、約7.5円/m³でした。その時、水道水供給単価は30円/m³だったことから、協力金は3分の1以内の額としまし

た。

しかし、現在では、このコストが当時よりも約31円増額しています。23年度水道水供給単価見込み額は、104.72円、その3分の1の額は34.91円ですので、これを約3.7円超過する見込みです。

協力金を含めた地下水利用事業者の地下水利用に係るコストと水道事業の原水浄水コストは、ほぼ変わらない状況となっています。

また、前回（平成7年度）の改定では、前年度の水道水の供給単価89.62円の3分の1の額、29.87円に対して、料金改定により、水道水の供給単価が105.93円、3分の1の額は35.31円となりましたが、協力金単価は、17円から20円の増額にとどめました。

これは、現在とほぼ同じ状況にあり、単価見直しの必要があるとしている要綱の規定に矛盾が生じています。

（3）あり方案

ア 第1案 水道水供給単価の3分の1以内の基準は、継続します。

矛盾があるとはいえ、基準が変わることは、これまでの協力金単価設定の根拠がなくなり、混乱を招く恐れがあります。

イ 第2案 地下水保全事業費の財源不足となるかどうかの基準に改めます。

協力金は、地下水の人工かん養を始めとする地下水保全事業を行うために、地下水利用事業者からもその財源の協力をいただく制度です。

このため、協力金の単価見直しの是非を判断する基準は、水道料金との比較ではなく、地下水保全事業の実施見込みにより、財源不足となるかどうかの基準とします。

ウ 第3案 水道水供給単価の3分の1以内の基準は、上限として継続するが、改定の基準は、地下水保全事業費の財源不足となるかどうかとします。

要綱では、上限を規定したに過ぎないものと解釈できます。このため、制度目的に合致する基準により、改定の判断を検討していけるようにするべきです。

エ 第4案 その他

5 対象を1日20m³以上とすること

(1) 現状

○ 協定締結全事業者数及び1日20m³以上くみ上げ事業者数
平成22年度実績 32者(21者)

※ ()は、協定締結全事業者の内、1日20m³以上くみ上げ
ている数です。

制度創設時は、1日20m³以上くみ上げる事業者は、28者でした。平成11年度では、協定締結全事業者35者の内、1日20m³以上くみ上げる事業者は、27者でしたが、くみ上げ量が減少傾向にある上に、地下水保全条例の制定により、新たな地下水利用事業者が増加しない、さらには、事業所が一部移転や廃止する状況などから、年々、減少する傾向があります。

(2) 課題 地下水のくみ上げ量を量る量水器については、市が全32事業者の37個を設置して、8年に1度交換していますが、この費用は、地下水保全事業費で賄っています。つまり、1日20m³以上くみ上げる事業者が20m³未満の事業者の量水器設置交換費用も負担している状況があります。

(3) あり方案

ア 第1案 現行制度(1日20m³以上を対象)を継続します。

地下水保全条例により、新たな地下水利用事業者の増加はありません。

今後も現在の締結事業者と締結していくことを考慮すると、現行の基準は定着しており、見直しの必要はないと考えます。

イ 第2案 対象を1日17m³以上とします。

平成11年度の地下水利用事業者1者の年間平均くみ上げ量は、約58,600m³でしたが、22年度は約50,600m³で、約13.6パーセント減少しています。この状況から、同じ率を減じて1日17m³以上とします。(これにより、対象となる事業所は、22年度実績では、ありません。)

ウ 第3案 1m³から対象とします。

この制度は、協力金であり、負担の公平性をより図る必要があります。協力金対象は、全ての事業者とし、1m³以上から対象とするよう、見直す必要があります。

エ 第4案 その他

6 地下水専用水道の問題や水道への切り替えの問題について

(1) 現状 地下水利用協力金は、地下水保全事業への協力として、地下水をくみ上げている事業者からその財源を負担していただく制度ですが、これは、秦野盆地だけで水循環が行われる地域特性により生まれたものです。しかし、全国的には、企業が水道から地下水専用水道へ切り替えるという流れがあります。この企業の給水義務を果たすために布設した水道施設に対する費用を誰が負担するのかという問題が発生しています。

(2) 課題 秦野市は、「地下水保全条例」がありますので、企業が水道から地下水専用水道へ切り替えるという問題は発生していません。しかし、今回の地下水利用調査では、5つの事業者から、高くなる水道料金の問題が解決できれば地下水から水道への切り替えが可能との回答がありました。本市は、水道事業者として給水義務があり、万一の際は、地下水利用事業者の多くが水道への切り替えを希望した場合、対応しなければなりません。

(3) あり方案

ア 第1案 水道料金体系に地下水から水道への切り替えの場合の減免制度などを設置します。

県企業庁なども制度化しており、水道料金体系に地下水から水道へ切り替えた場合の減免制度などを設置するよう、検討する必要があります。

イ 第2案 検討の必要はありません。

秦野市は、「地下水保全条例」がありますので、企業が水道から地下水専用水道へ切り替えるという問題はないので、一切検討する必要はありません。

ウ 第3案 その他